

最近の国の農業施策のトピックについて

九州農政局鹿屋駐在所
地方参事官 佐々木勝憲

- 1 2025年農林業センサスの結果について（鹿屋市）
- 2 新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組みについて
- 3 農業構造転換集中対策、地域農業構造転換支援事業について
- 4 食料システム法（適正価格）について
- 5 家畜伝染病予防法の改正について
- 6 労働者災害補償保険法等の一部の改正について
- 7 「アス→ノウ」プロジェクトについて
- 8 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）について
※資料はこちらから→<https://expo2027yokohama.or.jp/>
- 9 熱中症について
※資料はこちらから↓

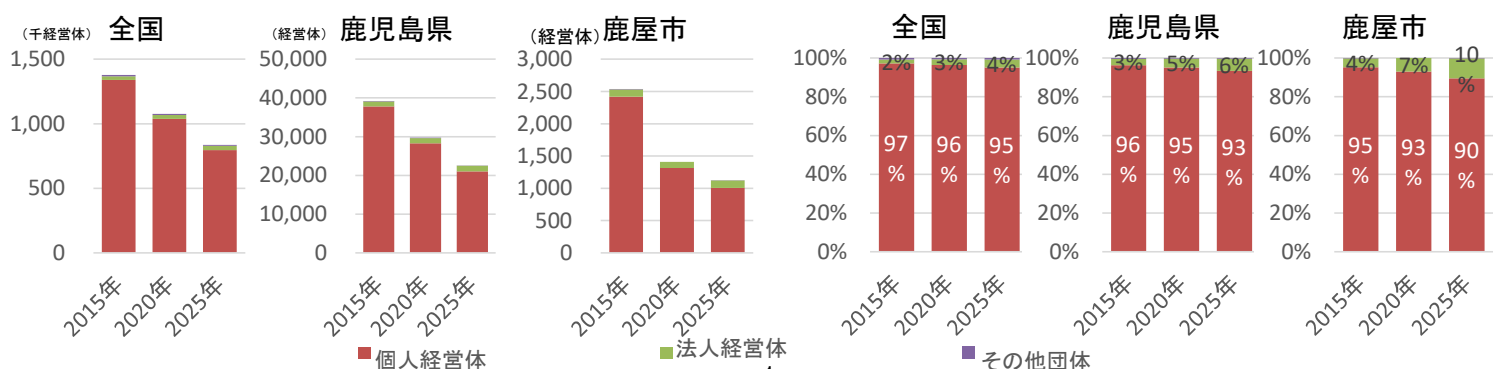
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/koekake.html

2025年農林業センサスの 結果について（鹿屋市）

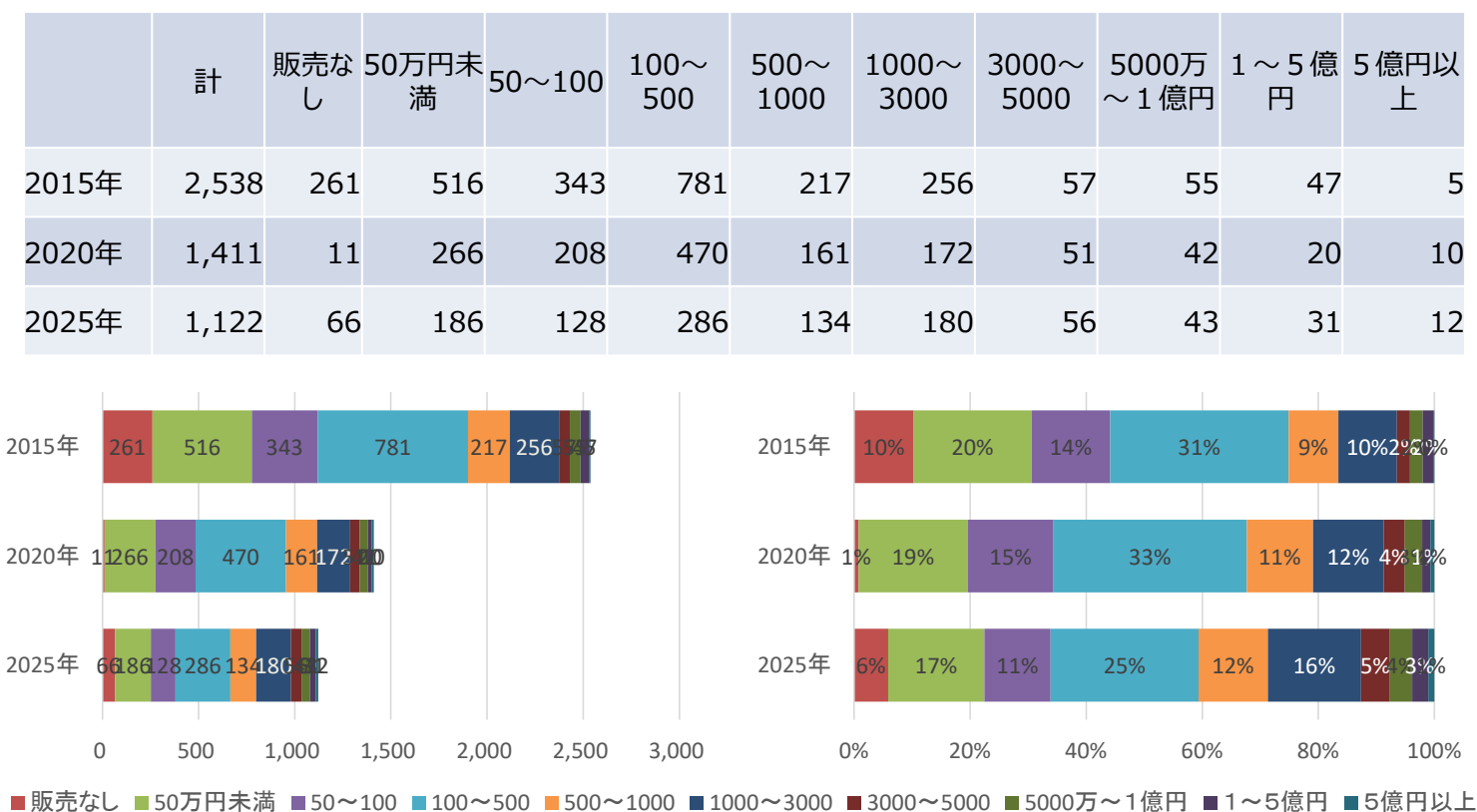
九州農政局 鹿屋駐在所 地方参事官
佐々木 勝憲

1 農業経営体数（全国、鹿児島県との比較）

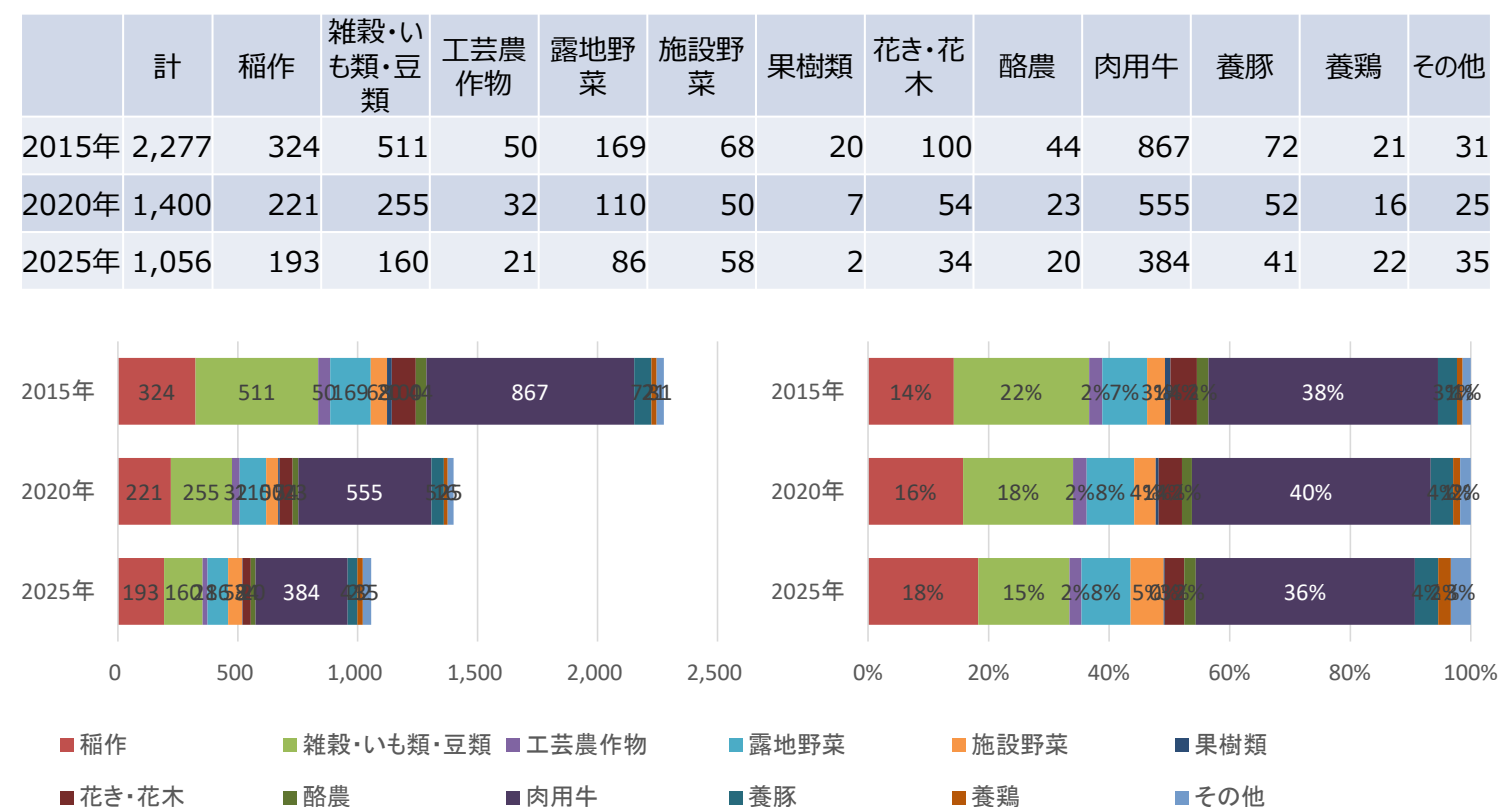
	全国(1,000経営体)				鹿児島県(経営体)				鹿屋市(経営体)			
	農業 経営体	個人 経営体	団体 経営体	うち法人 経営体	農業 経営体	個人 経営体	団体 経営体	うち法人 経営体	農業 経営体	個人 経営体	団体 経営体	うち法人 経営体
2015年	1,377.3	1,340.0	37.3	27.1	39,222	37,779	1,443	1,287	2,538	2,418	120	114
2020年	1,075.7	1,037.3	38.4	30.7	29,717	28,276	1,441	1,338	1,411	1,313	98	98
2025年	836.1	795.8	40.2	33.8	22,541	21,047	1,494	1,430	1,122	1,005	117	115
増減率												
20年/15年	-21.9	-22.6	2.8	13.3	-24.2	-25.2	-0.1	4.0	-44.4	-45.7	-18.3	-14.0
25年/20年	-22.3	-23.3	4.9	10.1	-24.1	-25.6	3.7	6.9	-20.5	-23.5	19.4	17.3
25年/15年	-39.3	-40.6	7.8	24.8	-42.5	-44.3	3.5	11.1	-55.8	-58.4	-2.5	0.9



2 農業経営体_農産物販売金額規模別経営体数

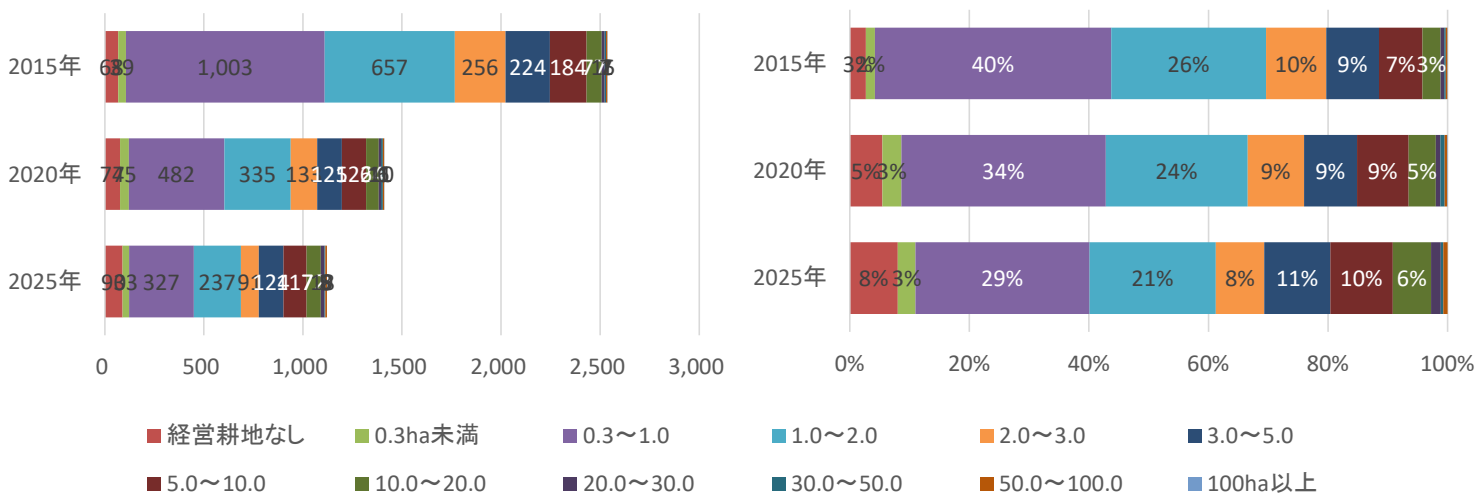


3 農業経営体_農産物販売金額 1 位の部門別経営体数



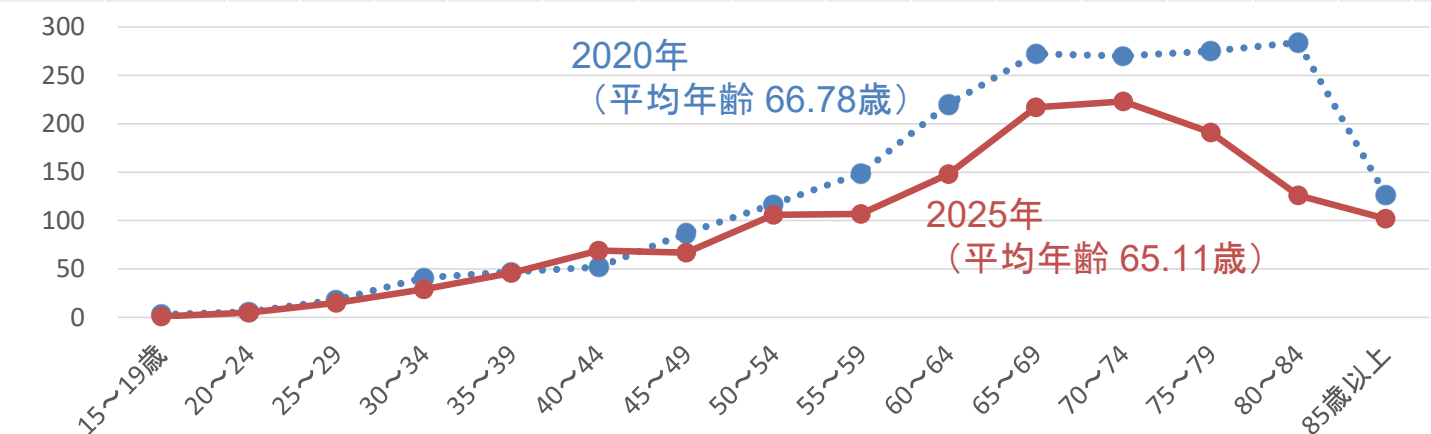
4 農業経営体_経営耕地面積規模別経営体数

	計	経営耕地なし	0.3ha未満	0.3～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0～100.0	100ha以上
2015年	2,538	68	39	1,003	657	256	224	184	77	15	7	7	1
2020年	1,411	77	45	482	335	133	125	122	64	11	10	6	1
2025年	1,122	90	33	327	237	91	124	117	72	18	5	8	0



5 個人経営体_年齢階層別の基幹的農業従事者数

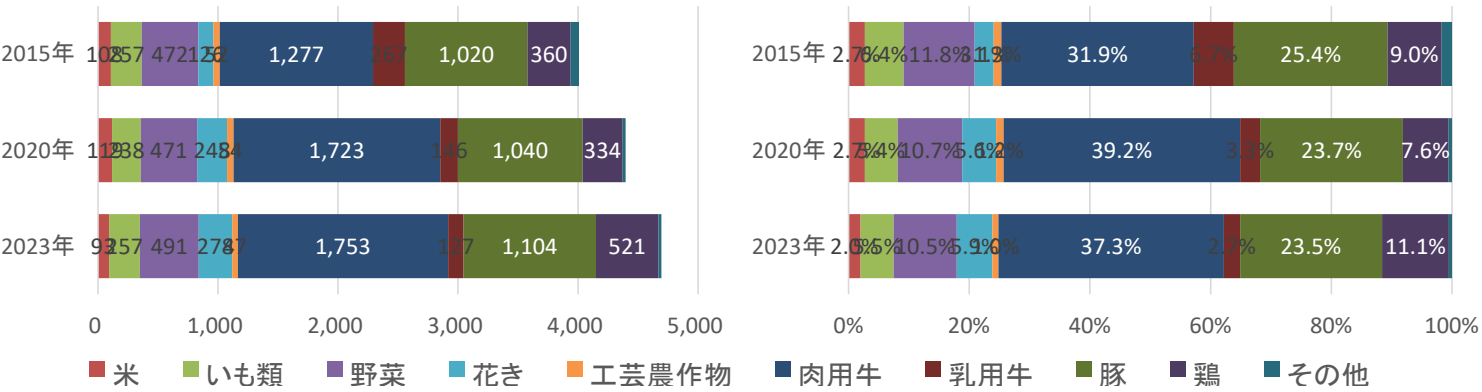
	計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
2020年	1,968	3	6	18	41	47	52	87	117	149	220	272	270	275	284	127
2025年	1,452	1	5	15	29	46	69	67	106	107	148	217	223	191	126	102
構成比 (%)																
2020年	100.0	0.2	0.3	0.9	2.1	2.4	2.6	4.4	5.9	7.6	11.2	13.8	13.7	14.0	14.4	6.5
2025年	100.0	0.1	0.3	1.0	2.0	3.2	4.8	4.6	7.3	7.4	10.2	14.9	15.4	13.2	8.7	7.0



(参考) 市町村別農業産出額

(単位：1,000万円)

	農業産出額	米	いも類	野菜	花き	工芸農作物	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他
2015年	4,008	108	257	472	126	52	1,277	267	1,020	360	69
2020年	4,397	119	238	471	248	54	1,723	146	1,040	334	24
2023年	4,695	93	257	491	278	47	1,753	127	1,104	521	24



ご清聴ありがとうございました。

詳細は以下のホームページをご覧ください。

農林水産省

English | こどもページ | サイトマップ | 文字サイズ | 標準 | 大きく

逆引き事典から探す | 組織別から探す | キーワードから探す | Google 提供 | 検索

会見・報道・広報 | 政策情報 | 統計情報 | 申請・お問い合わせ | 農林水産省について

ホーム > 統計情報 > 地域の農業を見て・知って・活かすDB 〜農林業センサスを中心とした総合データベース〜 > 農林業センサス（2025年農業集落基準）

農林業センサス（2025年農業集落基準）

タブをクリックすると項目ごとのデータ掲載一覧が表示されます

トップページ | 掲載データ | 農業集落境界・ポリゴンデータ | タブを閉じるⓧ

2025年、2020年、2015年、2010年及び2005年農林業センサスの農業集落別集計結果です。
データの概要は、各年のダウンロードページでご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/shuraku_data/2025/sa/index.html



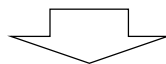
新たな水田政策（コメの中長期対策）の 基本的考え方・仕組み

（抜粋）

農林水産省

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方

農業の構造変化が見込まれる中で、将来にわたり国民に食料の安定供給を果たすため、**水田・畑に関わらず、土地生産性の向上（単収の向上）と労働生産性の向上（省力化、コスト削減）の双方を進め、多様な需要に応じた生産による田畑フル活用により食料安全保障の強化を図る。**



食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）に基づき、農業構造転換集中対策を講じつつ、生産面・需要面の双方を強化する**新たな水田政策を創設**する。

1 水田活用の直接支払交付金の抜本的見直し

- ① 非主食用米・業務用米の**生産性向上**
- ② 麦・大豆・飼料作物等の**作物ごとの生産性向上**
- ③ 産地交付金の見直し（施策効果の検証、配分方法の改善）

2 コメ・コメ加工品の輸出拡大、米粉の需要創出等の**国内外の需要拡大**

3 中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し、**新たな環境直接支払の創設**

このほか、

- 主食用米の円滑な流通、官民の備蓄体制の確立
 - 食料システム法に基づくコストに見合う価格形成の促進
 - 稲作農業者のセーフティネット対策
- 等のコメの需給と価格の安定を図る措置を併せて講じる。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性①

- 1 基本法では、「生産性向上」と「付加価値向上」により、将来にわたり国民への米をはじめとする食料の安定供給を確保し、「食料安全保障の確立」を図ることとしている。
- このため、水活の見直しでは、作物ごとの単収向上等による生産性向上を図り、その他の支援策では、引き続き付加価値向上も図っていく。
- 【水活】
- 主食用の米のうち業務用以外の米については、従前どおり、対象外（単収向上にこだわらない）。
 - 主食用の米のうち業務用米については、当面、単収向上等の支援を検討。
 - 主食用以外の加工用・米粉用・輸出用等の米、自給率の低い麦・大豆や飼料作物については、単収向上等を支援。
- ※ 収量に応じた支援とするが、その単収の基準については、全国一律の平均値ではなく、地域差に配慮した形とする。また、災害等のやむを得ない事情による減少についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援とする。
- 産地交付金により、付加価値向上等も支援。
- 【環境直接支払交付金】
- 環境直接支払交付金により、付加価値向上等を支援。
- 【その他】
- 水田政策の見直しのほか、米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援するとともに、酒造好適米の安定供給に向けどのような支援が必要か検討。また、付加価値向上に向けて、麦・大豆・新市場開拓用米などについて、実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を引き続き支援。
- 2 中山間地域等直接支払、多面的機能支払の見直しでは、地域の営農や共同活動の将来にわたる継続を図っていく。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性②

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
水活	主食用米	—	—
	うち業務用米	—	当面、単収向上等の支援を検討（業務用米）
	非主食用米		生産性向上に向け、10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	
	うち新市場開拓用米等		
	麦、大豆、飼料作物	10a当たり定額の単価で支援	
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援（環境直接支払交付金の見直し）
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物 等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	—	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援（中山間地域等直接支払交付金の見直し）
多面的機能支払交付金	—	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援（多面的機能支払交付金の見直し）

スケジュールについて

- 新たな水田政策は、**令和9年度から開始することを基本とする。**
- 今後、**地方説明会等を実施**して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進め、**円滑に開始する。**
- ただし、**秋播き麦**の作付け等、令和9年度当初には既に作業が始まっている品目の取扱いについては、**引き続き検討する。**

4

コメの生産性向上支援

- 農業者の急減に対応しながら、**多様なニーズ・用途の米を**、将来にわたり**国民へ安定供給**するため、担い手への農地集約や農地基盤整備とともに、単収向上や省力化生産、気候変動対応などの**生産性向上**を行っていく環境を整備することが重要。
- このため、以下の対策を講じる。
 - ① 主食用米以外のコメ（加工用米、米粉用米、新市場開拓用米等）について、**生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援**
 - ② 業務用米などについて、外国産米との価格競争力強化に向け、当面、**より大きく生産性向上にチャレンジする取組に対し、収量に応じた面積払いによる支援を検討**

主食用米
(業務用米)

主食用以外のコメ

加工用米、米粉用米、
新市場開拓用米等

①生産性向上の取組への支援

②より大きく生産性向上にチャレンジする取組への支援

①支援対象：生産性向上の取組（効率的施肥、高温耐性品種等）

②支援対象：より大きく生産性向上にチャレンジする取組
(直播、再生二期作等)

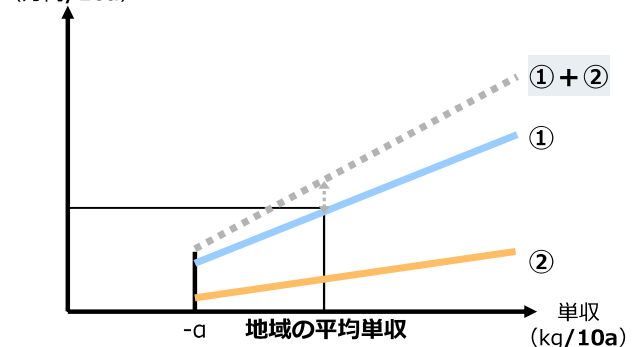
※**実需者等との事前契約**が要件

※支援単価は、コメの**用途によらず一律**とし、農業者の努力が報われるものとなるよう設定

ただし、米粉用米、飼料用米については、別途支援を実施

支援単価
(万円/10a)

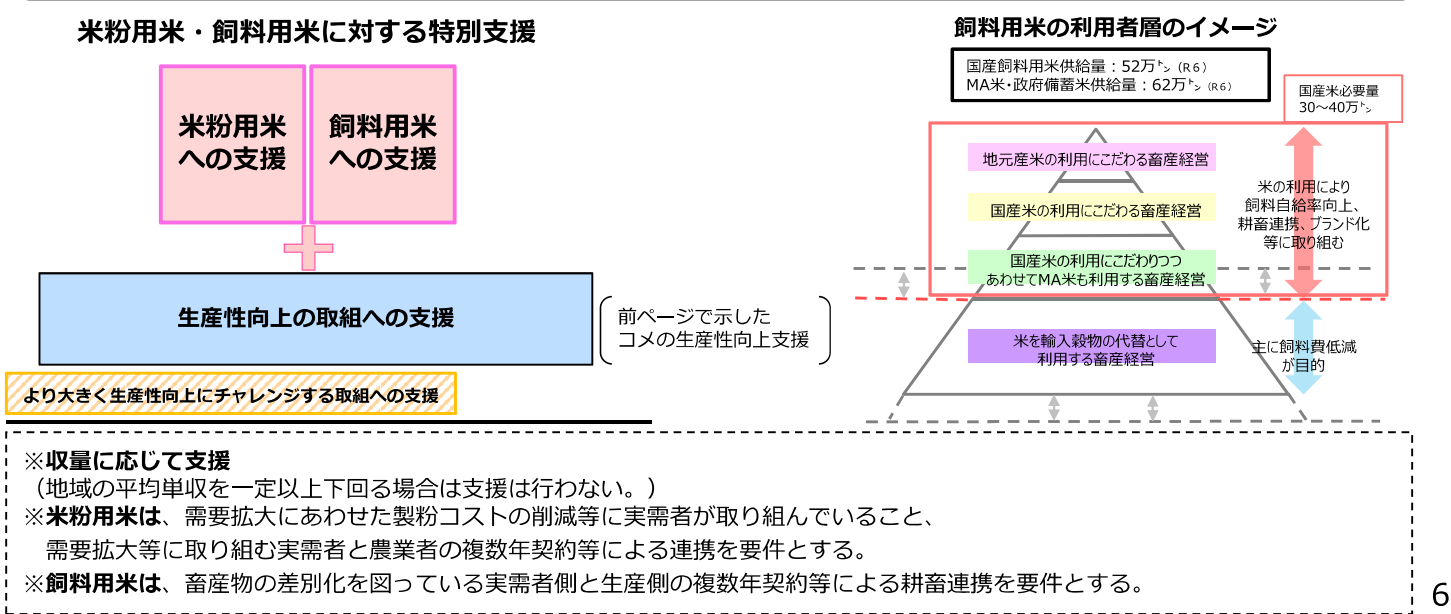
収量に応じた面積払い



※ 単収向上に関しては、作柄表示地帯別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。
なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

米粉用米・飼料用米に対する特別支援

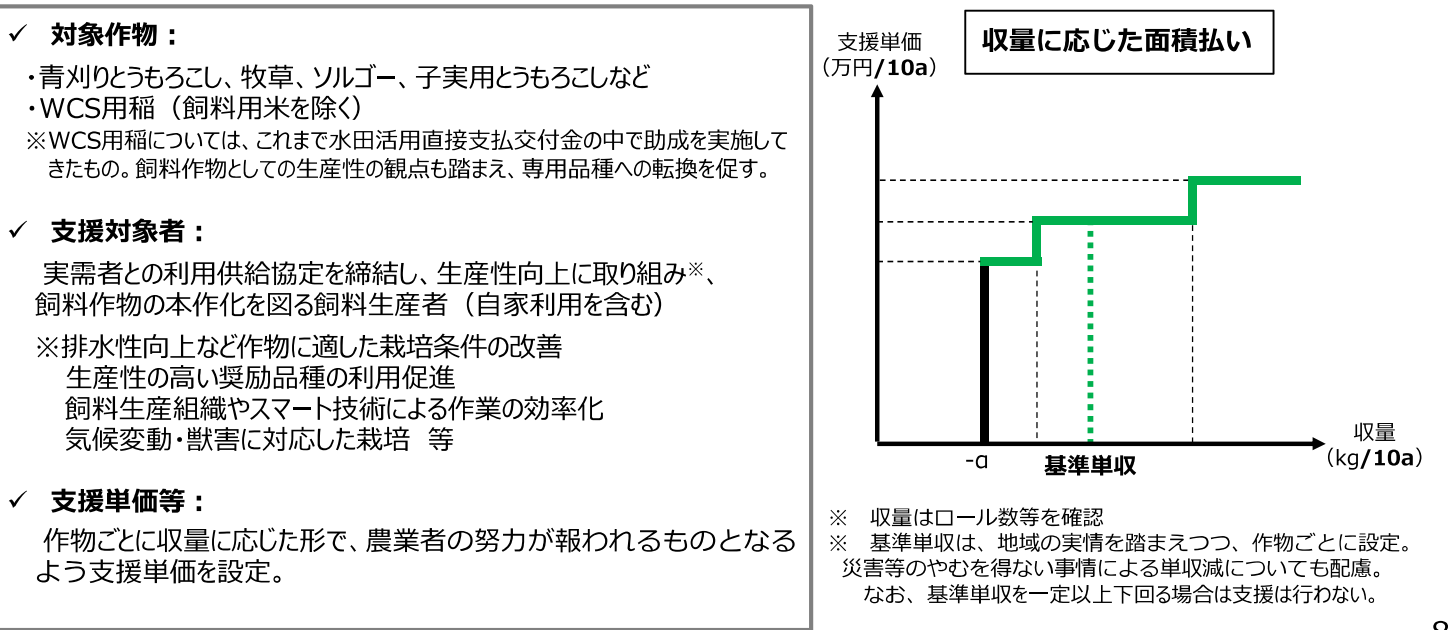
- 主食用以外のコメについて、生産性向上の取組等を用途を問わず一律に支援する（P5）中で、そのうち現在でも手厚く支援している**米粉用米・飼料用米については、追加で支援を行う。**
- 米粉の需要は年々増加しているものの、製造コストが高いため、飛躍的拡大には至っていない。米粉の製造コストが削減されるまでの間、**米粉の需要拡大と米粉用米の生産拡大をセットで進める必要。**
- これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたことを背景に、現在、国産の飼料用米をこだわって利用し、畜産物の差別化を図っている**実需者（畜産農家）が存在することを踏まえ、必要量**（下図右の赤枠部分）を確保できるよう対応をする。
- いずれも、**実需者と農業者が連携する取組に対し、収量に応じて支援する。**



6

飼料作物の生産性向上支援

- 基本計画に基づき、畜産への国産飼料の供給拡大を図るためには、今後、労働力不足が深刻化する中でも、田畑をフル活用していく観点から、他作物より**省力的で地域に需要のある飼料作物の作付を拡大**していくことが重要。
- 一方で、飼料作物の生産課題に対応した生産性向上に向けて、**排水性向上など作物に適した栽培条件の改善や青刈りとうもろこし等の栄養収量の高い草種への転換等の取組を推進**する必要。
- このため、地域の実情に配慮して、生産性向上の取組に対し、**収量に応じた面積払いにより支援**する。



8

農業構造転換集中対策

令和8年度予算概算決定額 49,408百万円（前年度 24,379百万円）
〔令和7年度補正予算額 240,982百万円〕

＜対策のポイント＞

新たな基本法に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進するため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化等や共同利用施設の再編集・合理化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進します。

＜政策目標＞

農業の構造転換を通じた食料安全保障の確保

＜対策の全体像＞

農地の大区画化等

地域計画に基づく農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入の加速化による生産性向上を図るため、農地の大区画化等を推進するとともに、中山間地域においてきめ細かな整備を実施



スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入

- ・スマート農業技術の開発、スタートアップ等への支援、生産性の技術的な向上を加速化する新品種の開発、これらに必要な農研機構の拠点施設整備等を実施
- ・担い手やサービス事業者等の生産性向上に資する農業機械の導入、農業高校・農業大学校や研修農場におけるスマート農業教育・研修環境の整備、畜産の持続性や社会的価値の向上に必要な施設整備及び機械導入、飼料生産組織等の省力化機械の導入等を支援



自動操舵トラクター



ドローンによる農薬散布



搾乳ロボット

共同利用施設の再編集・合理化

- ・老朽化が進んでいる共同利用施設及び卸売市場等について、生産性の向上、物流の効率化等を図るため、再編集・合理化を支援
- ・食肉・食鳥処理施設、家畜市場、レンダリング施設、乳製品加工基幹施設等について、流通の効率化等を図るため、再編集・合理化を支援



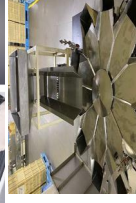
老朽化した施設



再編集・合理化後の新設施設

施設整備、販路拡大等を通じた輸出産地の育成

輸出額5兆円目標（2030年）の達成に向け、輸出拡大余地の大きい現地系商流を獲得するため、徹底した低コスト生産の推進、製造施設等の整備、オールジャパンでのブランディング等の取組強化を推進



高付加価値商品の供給強化



機器導入を通じてコールドチェーンの確立



現地消費者向けのテスト販売

地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引受ける**担い手**の経営改善に必要な
農業用機械・施設の導入を支援します。

▶ R7補正～の変更点

補助率

3/10以内

補助上限額

個人1,500万円以内
法人3,000万円以内

法人の
補助上限
の引上げ!!

1,500万円→3,000万円

対象者

地域計画に位置付けられた**担い手**※

※ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達している農業者

本事業のほか、認定新規就農者に特化した“新規就農者チャレンジ事業”があります。
認定新規就農者の方はそちらの事業をぜひご活用ください。

対象となる農業用機械・施設

成果目標の達成に直結する、各種**農業用機械・施設**が対象です。たとえば・・・

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械
- 乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、
農畜産物加工施設（加工設備等）などの施設
- ビニールハウス など



成果目標（3年度目の目標）

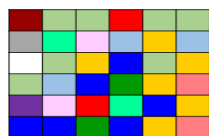
以下のいずれか1つの成果目標を選択して取り組む場合、支援対象になります。

- 経営面積の3割又は4ha以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大 **NEW**
(付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費)
- 労働生産性3%以上の向上 **NEW**

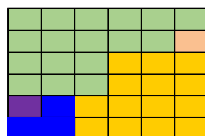
▶ 経営面積の拡大以外の目標も
選択できるように!!

対象地域

- 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
又は
- 現行の地域計画か、見直し後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率
よりも10ポイント以上増加する姿となること **NEW**



地域が目指すべき将来の集約化に
重点を置いた農地利用の姿の実現



▶ 地域計画の見直しに取り組む
地域等も対象に!!

<食料・農業・農村基本計画KPI> [2030年まで]

- 担い手への農地集積率 7割
- 販売金額に占める担い手のシェア 9割

<令和7年度補正予算額>

- 12,286百万円の内数

<令和8年度当初予算概算決定額>

- 2,920百万円の内数

農林水産省

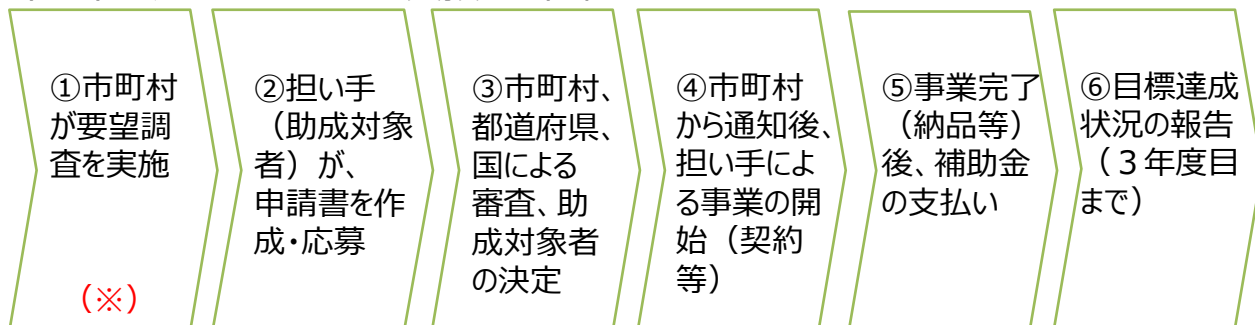
※内容については、変更になる場合があります

その他の留意事項など

- 農業用機械のリース導入も対象（補助率：定額。取得額相当の3/7）
（成果目標に加え、リース期間終了後に相当程度の経営面積の拡大をする場合）
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること（中古の場合は、使用可能と認められる年数が2年以上であること）
- 成果目標の達成に直結するものであること
- 既存の機械等の代替として、同種・同能力等のもの（いわゆる更新）でないこと
- 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- 運搬用トラック、パソコン、倉庫等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと
- 既に購入（契約）している機械等でないこと
- 処分制限期間内（耐用年数に準じて設定）は適正に管理。期間内に離農して使用しなくなった場合等、残存簿価等に応じた補助金返還が必要となる場合があること
- 虚偽の申請をした場合、補助金返還等の措置を講ずることがあること

事業の主な流れ

市町村を通じて、担い手を支援する仕組みです。



※ 要望調査は当面の間、実施します。

提出期限は市町村がそれぞれ設定しますので、本事業の活用を検討する農業者の方は市町村にご確認ください。

審査の結果、配分されない場合があります。

各回の配分予定額を上回る要望があった場合には、成果目標の設定状況等によるポイントに基づき配分します。また、配分予定額の半分は、経営面積の拡大を選択した方から優先して配分します。

【問い合わせ先】

本事業による農業者への支援は、市町村を通じて行われます。
お住まいの市町村の農政担当部局等へお問い合わせ下さい。

食品等の取引の適正化を促進する食料システム法が、 令和8年4月1日に施行されました

食料の安定供給を将来にわたって維持するために皆さんに知っておいてほしいこと

はじめに

近年、生産コストの増加や必ずしも合理的ではない商慣習など様々な課題が重なり、持続的な食料供給が難しい状況が続いてきました。

そうした中で、持続的な食料供給の実現のため、食料システム法(※)では取引の適正化のための努力義務を定めています。

(※) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律
(平成33年法律第59号)

食料システム法の努力義務

- 1 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議すること
- 2 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合、必要な検討・協力すること

努力義務の適用対象

① 飲食料品等事業者等同士が行う、② 飲食料品等の売買その他の取引が対象です。

☑ 営利目的かどうかを問わず、反復継続的に飲食料品等の生産・製造・加工・流通・販売を行っていれば対象です。

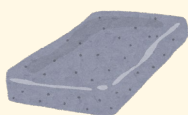
【飲食料品等の定義】

食品等のうち、①飲食料品及び②その原料又は材料として使用されるもの(農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。)をいいます。

①飲食料品

(主にそのまま又は調理して食べるもの)

例)



こんにゃく



牛乳



野菜、肉、魚など

②飲食料品の原料又は材料として

使用されるもの(農林水産物由来のみ)

例)



こんにゃく芋
(こんにゃく粉)



茶葉



生乳

努力義務の実施状況に対する判断基準

努力義務が果たされているかを判断する基準となる行動規範のことを判断基準といいます。令和8年1月30日公布の農林水産省令では、以下の判断基準が定められました。

努力義務	判断基準
①取引条件に係る誠実協議	①協議の速やかな開始 ②資料の尊重(公的統計・コスト指標(※)等) ③一方的な決定の禁止
②商慣習等に係る検討・協力	①提案を速やかに検討し、協力を行うこと
①②共通	①協議の申出のみを理由とした不利益取扱いの禁止 ②検討結果の説明

(※)コスト指標とは

通常取引では費用が認識しにくい飲食料品等として、農林水産大臣が指定した品目(指定品目)を対象に、認定を受けた団体(コスト指標作成等団体)が、生産、製造、加工、流通又は販売など食料供給の各段階に要する費用を示す「コスト指標」を作成・公表します。

✓ コスト指標は事業者間の取引条件の協議において参考として活用していただくことが可能です。

✓ 令和8年4月1日施行の農林水産省令では、以下の5品目が指定品目として指定されています。



米穀



野菜



豆腐



納豆



飲用牛乳
(成分調整牛乳を除く。)

✓ コスト指標作成等団体については、農林水産省ウェブサイトをご確認ください。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/ninteidantai.html>



努力義務違反となりうる事例

ここでは努力義務違反となりうる事例の一例を記載しています。この事例に該当しないからといって、努力義務違反にならないとは限りません。

①取引条件に係る誠実協議

①協議の速やかな開始

- 「今は繁忙期なので協議できません」と取り合わず、1か月以上放置した。

価格を引き上げたい。

今、忙しいので協議なんてしている暇はないです。取引価格はこれまで通りにさせていただきますね。

②資料の尊重

- 公的統計でコスト上昇を説明されたが、算出困難なデータを求め、「それはなければ一切協議しない」と拒否した。

※必要な限度において追加の情報を求めることは努力義務違反には当たりません。

価格を引き上げたい。
(公的統計で根拠を説明)

もっと細かいデータを出してくれないなら、一切協議には応じません。

③一方的な決定の禁止

- 協議の申出があったが、従来の金額で一方的に振り込み、納品を要求した。

協議の申出があったけど、今までどおりの金額で振り込んだら、受け入れて納品するしかないだろう。



②商慣習等に係る検討・協力

①速やかな検討・協力

- 3分の1ルールの見直しについて提案があったが、他社は3分の1ルールに則って納品してもらっていることを理由として、検討することなく取り合わなかった。

3分の1ルールを見直してほしい。

他も同じルールで納品してるんだから文句言わずに対応してください。

- 加工食品の発注から納品までの期間を延長することについて提案を受けたが、「検討結果は連絡します。」と回答したまま数か月が経過。提案者から何度か確認の連絡があったが、回答せずに従前どおり発注を行っている。

提案されてから何か月も経ってるけど、「検討中です」って言うておいて、今までどおりの納品期限で納品させよう！



努力義務①②共通

①協議の申出のみを理由とした不利益取扱いの禁止

- 今まででは言い値で取引(購入/販売)ができていたのに、取引価格の協議の申出をしてきたので、申出をするなら取引を止めると示唆して、申出を取り下げさせた。

取引価格について協議したいです。

取引価格に口挟むんだったら、もうこれ以上おたくとなんか取引しないですよ？

②検討結果の説明

- 取引価格を引き上げたいと根拠を示して協議の申出があったが、社内で検討した結果、据え置きとすることに決定したので、取引の相手方に対して、受け入れ不可の旨のみ回答した。

検討するのも面倒だから、「受け入れられません」とだけ回答しておこう。



事案処理手続

農林水産本省、各地方農政局等に配置したフードGメンが、情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査による情報収集を実施しています。

把握した情報等をもとに、努力義務違反が疑われる場合には、必要に応じて指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知を実施します。

措置	行政指導指針
助言	努力義務違反の疑いがある場合
指導	努力義務違反があったと疑うに足る相当な理由がある場合(契約書・商談記録等の裏付けがある場合等)
勧告	努力義務に対する措置の実施状況が著しく不十分であり、努力義務違反が明らかである場合(指導後も同様の努力義務違反が確認された場合、組織的に努力義務違反を行ったことが確認された場合等)
公表	勧告に従わなかった場合(事業者名・違反内容等を公表)

努力義務違反かも？と思ったら

農林水産省ホームページに情報受付窓口を設置し、努力義務違反の疑いがある事業者についての情報を常時受け付けています。

努力義務違反の疑いがある場合は、こちらに御連絡ください。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>



お問い合わせ先

担当部署	電話番号	担当する都道府県
本省 新事業・食品産業部	03-6744-2278	—
北海道農政事務所 事業支援課	011-330-8810	北海道
東北農政局 食品企業課	022-221-6146	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局 食品企業課	048-740-0151	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 食品企業課	076-232-4149	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 食品企業課	052-746-6430	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 食品企業課	075-414-9024	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 食品企業課	086-222-1358	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 食品企業課	096-300-6368	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 食料産業課	098-866-1673	沖縄県

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 令和6年11月、福岡県でランピースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。検査技術の確立を踏まえた殺処分とすることが肝要
また、県の獣医師の業務量が過大となる中、効果的なワクチン接種の実施体制の構築が急務
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売が散見され、早急に対応が必要

法律案の概要

1. ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

- 届出伝染病から家畜伝染病へ格上げし、緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）

【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】

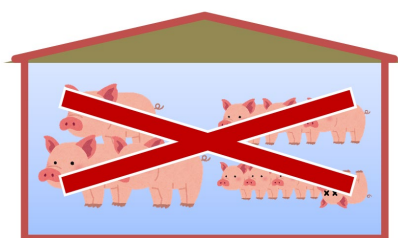


2. 豚熱への効率的・迅速な対応

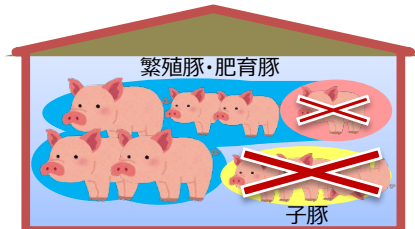
(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、子豚や症状があり検査陽性となった豚を殺処分とする方法に変更

【第16条第1項、第17条】



全頭殺処分



豚熱陰性

選択的殺処分

豚熱陽性

(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

- 都道府県からの要請があった場合、研修を受け獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置 【原始附則第5条～第10条】
- 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から大学や民間検査機関に委託した場合、委託費の1/2を国が負担

【第60条第1項】

3. 輸入禁止品への対応強化

- AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置

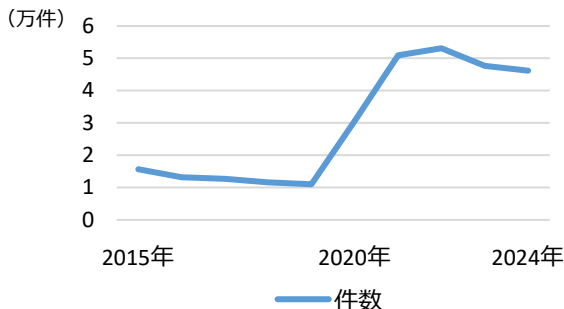
① 輸入禁止品の販売等を禁止

【第44条の2】

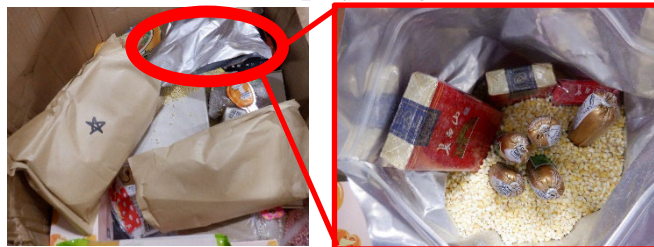
② 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与

【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



開封後

施行期日

令和8年5月19日

-17-

令和8年7月1日

令和9年5月1日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

(ただし、2(1)、(2)②は公布の日。2(2)①は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)

農業者の
みなさんへ

農作業中の死亡事故が 急増中です！

全産業平均の

13倍

※令和6年農水省の
発表による



事故は突然。起きる前に **労災保険**

労働災害が
発生したら？

事業主の方には、労働者の方の業務上の負傷・疾病などが発生した場合、必要な治療費を負担するなどの**災害補償責任**があります。

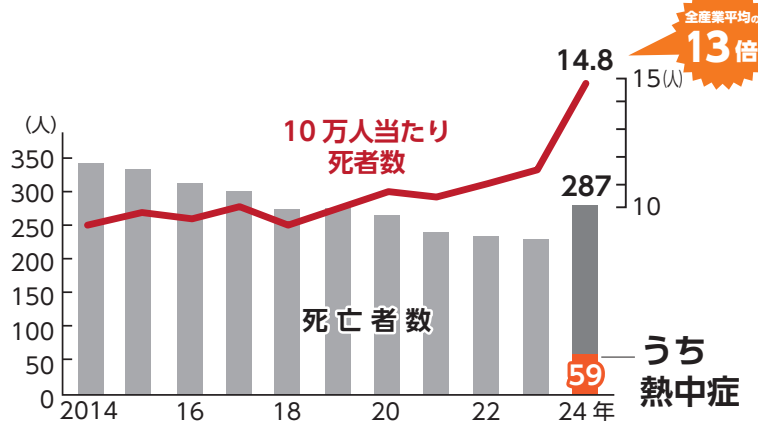
労災保険に
加入していると

労災保険に加入している場合は、労災保険による給付が行われ、事業主は労働基準法上の補償責任を免れます（ただし、労災によって労働者が休業する際の休業1～3日目の休業補償は、労災保険から給付されないため、労働基準法で定める平均賃金の60%を事業主が直接労働者に支払う必要があります）。

一般社団法人全国農業会議所

見直ませんか 農作業中の安全対策

● 農作業中死亡事故者数、10万人当たり死者数



熱中症 対策方法

- ・熱中症警戒アラートの確認
- ・こまめな休憩・水分補給
- ・対策アイテムの活用



農機具事故 対策方法

- ・正しい服装での作業
- ・単独作業の回避
- ・シートベルトの着用



万が一のときも 労災保険があれば安心

労災保険の加入意義・制度

制度の概要

業務中の怪我・病気に対して、労災保険によって給付がなされる場合に、本来、事業者が労働基準法に基づき負うべき災害補償責任が免除されます。

また、労災保険では、災害補償責任に対する補償のほかにも、休業補償の上乗せ給付（特別支給金）や通勤時に怪我・病気にかかった場合（通勤災害）等の給付も行います。

そのため、労災保険は、雇用環境の向上と経営リスクの備えとして、事業主と労働者の双方を守る制度といえます。

任意加入対象者

従業員数が常時5人未満の個人事業（一定の危険・有害作業を行う事業および事業主が特別加入している場合を除く）

補償内容（例）

①農機具の下敷きとなり死亡

→遺族補償

年間約 194 万円 + 一時金 300 万円
（遺族が妻のみの場合）

葬祭料 約 60 万円

②作業中に熱中症となり入院（5日間）

→療養補償（医療費） 約 20 万円

休業補償 約 1.6 万円

※年齢40歳、月収30万円、年収400万円の従業員が被災したと仮定して試算

事業主の方も加入できる制度があります **特別加入**

特別加入とは、農業者本人（法人代表者、役員など）でも一定の要件を満たしていれば被保険者として労災保険に加入できる制度です。

特別加入を希望する方は、特別加入団体または労働保険事務組合に加入申請をする必要があります。JA 等が特別加入団体や労働保険事務組合になっている地域もありますので、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

※事業者が特別加入している場合、同事業所で雇用している従業員（パート・アルバイト含む）は加入しなければなりません。

労災保険の任意加入についてはこちら

農作業安全と労災保険：農林水産省



特別加入制度についてはこちら

農業者のための労災保険の特別加入制度：
農林水産省



労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者を構成員とする団体が同保険の適用を受けるための要件の法定化、同保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 遺族補償年金における支給要件等の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、石綿による健康被害の救済に関する法律】

- ① 遺族補償年金等、特別遺族年金等について、夫にのみ課せられた支給要件（妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者）を撤廃する。
- ② 遺族補償年金等について、遺族が1人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分（55歳以上又は一定の障害の状態にある妻は175日分）から、一律で175日分に改める。

2. 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、労働基準法】

- その疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

3. 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止【失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法】

- 労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。

4. 特別加入団体の要件の法定化等【労働者災害補償保険法】

- ① 労災保険の特別加入団体（一人親方等の特別加入に係る手続等を行う団体）について、現在では通達等で定めている労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。
- ② 特別加入団体に対する業務改善命令や、当該法令に違反した場合に当該団体に對するの保険関係を消滅させることを可能とする。

5. 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し【労働者災害補償保険法】

- 現行では行政不服審査法の対象とされている、社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とし、審査請求先及び再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。

等

施行期日

このほか、平成19年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法等の整備法第5条第2項について、規定の形式的修正を行う。

令和9年4月1日【ただし、3は公布の日から起算して5年以内の政令で定める日】

農林水産省 「アス→ノウ」 プロジェクト のご紹介



令和6年7月、農林水産省の
若手職員（入省1,2年目）
を中心に結成しました。

○「アス→ノウ」プロジェクトとは？

- ✓ 農業界とスポーツ界の両方の課題解決に向けて、
- ✓ 農業界でのアスリートの活躍を後押しする政策を考える、
- ✓ 農林水産省の若手職員を中心としたプロジェクト です！



○「アス→ノウ」プロジェクト」の活動概要

アスリートの取組事例
の現状・課題・展望等
の調査

- ・セカンドキャリアで農業
を行うアスリート
- ・副業的に農業に取り組む
スポーツチーム

スポーツ関係団体、
農業関係団体、自治体
等の取組の調査

- ・スポーツ界のキャリア
支援
- ・農業関係団体の農業参
入支援
- ・自治体のスポーツ振興、
農業参入支援

農業界でのアスリート
の活躍における効果・
課題等の抽出

- ・アスリートやチームの農業
界への参入による効果
- ・アスリートやチームの農業
界への参入における障壁・
課題

施策の検討

「農業界とスポーツ界との連携に関する勉強会」

農業界とスポーツ界がより連携を深め、Win-Winの関係となるような方策を検討するため、農林水産省経営局主催のもと、「農業界とスポーツ界との連携に関する勉強会」が開催されています（協力：スポーツ庁）。

「アス→ノウ」プロジェクトは、オブザーバーとして本勉強会に参加し、いただいた御意見を施策の検討に活かしていきます。



～ プロジェクトにご関心のある方へ ～

農林水産省
「アス→ノウ」プロジェクトチーム

お問い合わせ先：
プロジェクト代表/03-3502-8051（内線4370）-23-

<情報発信> ・公式HP ・公式Instagram

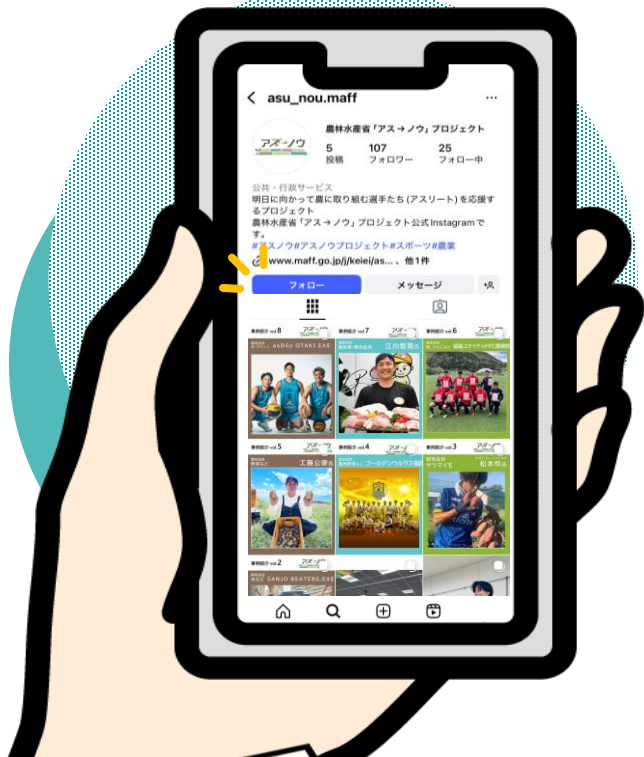
スマホから
チェック！



「アス→ノウ」
プロジェクトから
のお知らせ

公式Instagramを開設しました!!

／ ここからCheck! ／



続々増加中!

☑ 事例紹介

☑ 「アス→ノウ」プロジェクトの活動
など、様々な情報を発信します。

いいねやフォローお待ちしております!



Q #アスノウ で検索!



全国の「アス→ノウ」事例を紹介!!

合計 **35** 事例
※令和8年5月20日時点

九州・沖縄 8件

福岡県 中原 大樹氏 (野球/きくらげ)
ゴールデンウルヴス福岡
(ハンドボール/野菜)
VC FUKUOKA
(サイクルロードレース/あずき)
佐賀県 佐賀アジアドリームズ (野球/米、野菜)
草場 悠輔氏 (競輪/キュウリ)
大分県 松本 怜氏 (サッカー/サツマイモ)
宮崎県 ヴェロスクロノス都農
(サッカー/ぶどう、トマト等)
沖縄県 沖縄SV (サッカー/コービー豆)

中国・四国 4件

広島県 岡崎 和也氏 (サッカー/葉物野菜)
戸田 隆矢氏 (野球/レモン)
徳島県 徳島インディゴソックス
(野球/アボカド、柿)
香川県 木村 和史氏 (陸上/野菜、シャインマスカット)

北海道 1件

むかわ町 椿 文子氏
(スピードスケート/トマト、レタス)

北陸 3件

新潟県 FC越後妻有 (サッカー/米)
SANJO BEATERS.EXE
(3×3バスケットボール/米、サツマイモ)
福井県 中垣内 裕一氏 (バレーボール/米)

東海 1件

三重県 江川 智晃氏 (野球/養豚)

近畿 1件

兵庫県 稲垣 将幸 (クリス) 氏
(野球/野菜)

東北 4件

宮城県 石橋 良太氏 (野球/ネギ)
山形県 丹野 朝香氏 (ソフトボール/スイカ、野菜)
モンテディオ山形 (サッカー/米)
福島県 福島ユナイテッドFC (サッカー/果樹)

関東甲信・静岡 13件

茨城県 水戸ホーリーホック (サッカー/ニンニク等)
栃木県 渡邊 裕規氏 (バスケットボール/野菜)
栃木ゴールデンブレーブス (野球/野菜、米)
千葉県 esDGZ OTAKIEXE
(3×3バスケットボール/米、酒米)
神奈川県 ミツ間 卓也氏 (野球/イチゴ)
湘南ベルマーレフットサルクラブ
(フットサル/サトイモ)
ノジマステラ神奈川相模原
(サッカー/サツマイモ)
山梨県 工藤 公康氏 (野球/野菜等)
ヴァンフォーレ甲府 (サッカー/米)
長野県 石川 直宏氏 (サッカー/トウモロコシ)
高崎 寛之氏 (サッカー/白ひらたけ、長芋等)
静岡県 神取 忍氏 (プロレス/米)
遠藤 広太氏 (ラグビー/海老芋、トウモロコシ)